公表第4号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長及び久留米市教育委員会委員長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成28年3月30日

久留米市監查委員 田 中 俊 博 久留米市監查委員 塙 秀 二 久留米市監查委員 原 口 和 人 久留米市監查委員 藤 林 詠 子

平成25年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況等

公有財産に係る管理・運営に関する事務の執行について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
29	総務部		第6章 公有財産の各部局単位の現状 1.総務部 (3)市役所総合支所の状況 (指摘) 北野総合支所の本館、別館の建物価額の記載がなかった。合 併の際に価額が不明となったものである。	指摘	平成26年度中に建物共済責任額を参考に価額の設定を行い ました。
59	総務部		第6章 公有財産の各部局単位の現状 1.総務部 (6)未利用地 ⑦ 警察署官舎跡地 (意見) 比較的広大な敷地である。不動産会社や住宅メーカーと提携 し、一括での売却も検討する余地があるのではないかと思われ る。	忌尤	地価については下落傾向が続いていることから、売却中物件については適宜価格の見直しを行って、再入札を行っているところです。 当該物件については、平成26年度に再度価格の見直しを行って再入札に付しましたが応札がなく、先着順での販売を行っておりました。平成27年度に2筆に分筆し、再入札に付しましたが不落に終わり、その後の先着順による売却が成立しました。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
80	農政部	農村整備課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 耕地保護地 (7) 荒木地区耕地保護地 (7) 一6結果 (意見) 当該耕地保護地は、本来の用途以外の活用についても検討の 余地が十分にあると考えられる。当該地域は、市街化区域であ り、周辺住宅地で開発が進んでいる地域であるため、本来の用 途以外の活用も選択肢は広い。しかし、過去に久留米市土地利 用調整協議会に諮られたことはない。本来用途以外の活用も可 能な土地について、再度その活用方法について検討を行い、 積極的に久留米市土地利用調整協議会に諮れるよう働きか けを行うことが望ましい。	意見	本来の用途以外の耕地保護地については、久留米市土地利用調整協議会に諮り、今後の有効利用について検討を行っております。
102	農政部	生産流通課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 久留米市堆肥センター (7)結果 (指摘) 建物の契約書等の取得価格と公有財産台帳上の取得価格が 一致していなかった。 さらに、他の建物の取得価格が一つの建物に合算して計上され ていた。(そのため、他の建物の取得価格は「O」となっている。) この場合、他の建物を解体した時に現存しない建物の価格が 公有財産台帳上に残ることになりかねない(その逆もある。)た め、建物ごとに取得価格を公有財産台帳に記載すべきであ る。 また、将来財務諸表を作成することとなった場合、期末日時点 での現存する固定資産の取得価格を正確に把握する必要が あるため、適正な取得価格等を公有財産台帳に記載しておく べきである。(久留米市財産規則第34条第2項(2))	意見	公有財産台帳の記載項目を適正な内容に修正いたしました。

ページ	部局名(現在)	課名(現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
108		みどりの里づくり 推進課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 久留米つばき園 (7)結果 (指摘) 現地調査の際、園内に休憩所が3つあり、工作物と考えられる が公有財産台帳に記載はなかった。(写真②参照) また、将来財務諸表を作成することとなった場合、期末日時点 での現存する固定資産を正確に把握する必要があるため、正 確な取得価格等を公有財産台帳に記載しておくべきである。 (久留米市財産規則第34条第1項)	指摘	正確な取得価格を公有財産台帳に記載しました。
126	総務部	財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 3.都市建設部 【個別検討】 (4)07-428 塚島住宅 (指摘) 旧北野町時に建てた住宅の建物について価格が計上されていない。	指摘	平成26年度中に建物共済責任額を参考に価額の設定を行いました。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
137	総務部	財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 4.教育部 (意見) 本来学校用財産は、公共用財産であるにもかかわらず、大橋 小学校の土地の一部に普通財産が含まれている。これは、平 成22 年に大橋小学校用地の一部を福岡県が施行する歩道設 置工事に伴い、学校用地として用途廃止→普通財産に変更し て総務部財産管理課へ所管換え→福岡県に売却されていたも ので台帳の抹消漏れであった。大橋小学校の抹消漏れは、早 急に台帳の改訂をされたい。 久留米市では、公会計制度改革への取組として、財務諸表を作 成中とのことであるが、公会計制度改革は資産・債務の確定を 含めた改革である。正確な財産台帳の整備は必須である。	意見	平成26年度中に建物共済責任額を参考に価額の設定を行いました。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
167	環境部	資源循環推進課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 5.環境部 (2)ごみ・清掃関連施設に関わる土地について 10 田主丸町環境衛生連合会(田主丸町) (指摘) 久留米市財産規則第20条によれば、地方自治法238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用の許可については、当該財産の用途または目的を妨げないと認める場合で、かつ、当該使用が市の事務事業と密接な関連を有し、もしくはその円滑な執行に寄与するとき、又は公益上必要なときに限り行うことができると規定する。そして、同規則第25条の2によれば、行政財産の使用許可については同規則第26条から第30条の規定(貸付け申請)の準用がある。本件土地は、同連合会が田主丸町の清掃関連事業を行っていることから目的外使用の基準を充たす可能性があるとしても、連合会への使用許可であることから行政財産の使用許可として同規則第26条から第30条で規定(貸付け申請)する手続を履銭する必要がある。しかし、本件では使用貸借契約書の締結もされておらず、市長に対する使用許可の申請もなされていない。これらの手続を行うべきである。	指摘	田主丸町環境衛生連合会は、平成26年3月31日をもって、ごみの収集関連の事業を終了し、同日、事務所も退去し、同連合会は、平成26年度からは本件土地は使用しておりません。現在、本件土地は、市の資源物集積所及び災害時ごみや不法投棄物の一時保管場所等として利用しております。建物の解体工事は完了しています。
167	環境部	資源循環推進課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 5.環境部 (2)ごみ・清掃関連施設に関わる土地について 10 田主丸町環境衛生連合会(田主丸町) (意見) 土地の利用については、貸与敷地西側は駐車場用地として利 用されているが、平成24年の九州北部豪雨によるがれきが集 積され、その後撤去はされているが、写真のとおり土地整備は なされておらず、整備の必要があるものと考える。	意見	本件土地は、現在駐車場としては利用しておらず、災害発生ご みの一次保管場所として使用する以外にも、地域の清掃美化活 動等の際の不法投棄物等の仮置場、月に1回収集の資源物の 集積所として利用しております。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
176	環境部		第6章 公有財産の各部局単位の現状 5.環境部 (5)その他の土地について 1総論 (指摘) 本件土地はいずれも普通財産であり、土地台帳では、使用貸借となっている。しかし、担当者からの聴取の結果、二軒茶屋公民館、第一町内公民館、高良内町第三町内公民館、新一ノ瀬公民館用地については、使用貸借契約が締結されていないことが判明した。 普通財産を使用貸借による管理を行う場合は、久留米市財産規則第30条の2によれば、「公有財産の本来の目的を損なわないばかりか、より効率的で積極的な有効活用ができると認められるときは、法令又は議会の議決に基づき、普通財産として使用貸借により管理することができる」とし、この場合の手続は同規則第26条から第29条までの例(貸付け申請)によるとされる。 本件では、公民館、集会所として公有財産の本来の目的を損なわず、効率的な有効活用ができる可能性があるとしても、使用貸借契約書の締結、および同契約書案を添付した貸付け申請書の提出を市長に対して行う必要がある。しかし、これらの手続がなされていないことから同規則の条項にしたがい手続を履銭する必要がある。	指摘	本件土地について、いずれも平成27年4月1日に使用貸借契 約を締結しました。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
177	環境部		第6章 公有財産の各部局単位の現状 5.環境部 (5)その他の土地について 2甲塚集会所 (意見) 甲塚地区の集会所であり、普通財産である。 前記のとおり使用貸借となっているが使用貸借契約を締結していない。 1総論で指摘したとおり (1総論の指摘内容) 普通財産を使用貸借による管理を行う場合は、久留米市財産規則第30条の2によれば、「公有財産の本来の目的を損なわないばかりか、より効率的で積極的な有効活用ができると認められるときは、法令又は議会の議決に基づき、普通財産として使用貸借により管理することができる」とし、この場合の手続は同規則第26条から第29条までの例(貸付け申請)によるとされる。 本件では、公民館、集会所として公有財産の本来の目的を損なわず、効率的な有効活用ができる可能性があるとしても、使用貸借契約書の締結、および同契約書案を添付した貸付けがある。 しかし、これらの手続がなされていないことから同規則の条項にしたがい手続を履銭する必要がある。	指摘	本件土地について、いずれも平成27年4月1日に使用貸借契約を締結しました。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
231	総務部	財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 9.協働推進部 (4)個別事項 南校区コミュニティセンター (意見) 異動事由として建物番号2が『平成23年6月22日1階534.07 ㎡の一部のみ寄附』となっている。詳細を調査したところ、増築 部分の会議室と館長室の部分(39.83平方)を寄附としており、 価格がゼロとなっている。寄付の場合に取得価格が記載されて いるものといないものがある。 寄附はその時点の評価価値が不明のものが多い。寄附者から の書類等で明らかに評価価値が分かるものについては、台帳 に記載をしている。一方、評価価値が不明のものについては、 取得価格はゼロとしている。 今後の会計基準と台帳整備に期待したい。	意見	価格が不明であるため、建物共済責任額を参考に価額の設定を行いました。 寄附においては、寄附者から何らかの価格に関する資料の提供を受けるなど、価格の把握に努めてまいりたいと考えております。